公立大学法人名古屋市立大学業務方法書

第1章 目的等

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則(平成18年名古屋市規則第106号)第4条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学(以下「法人」という。)の行う業務執行の基本的事項を定め、その業務の適正な執行に資することを目的とする。

(業務執行の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

第2章 役員(監事を除く。)の職務の執行が法、他の法令、設立団体の条例若しくは規則、定款又は法人の定める規程に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本事項)

- 第3条 法人は、役員(監事を除く。以下同じ。)の職務の執行が法、他の法令、設立団体の条例若しくは規則、公立大学法人名古屋市立大学定款(以下「定款」という。)又は法人の定める規程に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員(以下「役職員」という。)への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。
- 第4条 法人は、法人における内部統制システムを担当する役員(以下「内部 統制担当役員」という。) その他の内部統制システムの整備の推進のための 体制を整備するものとする。
- 2 法人は、前項の体制に基づき、モニタリング(内部統制が有効に機能していることを継続的に評価する過程をいう。)を行うために必要な事項を定めることとする。
- 3 法人は、内部統制担当役員に対し、必要な報告が定期的に行われるために 必要な措置を講ずるものとする。
- 第5条 法人は、役職員の倫理保持に関する事項を定めるものとする。
- 2 法人は、役職員の職務の執行にあたり、法、他の法令、設立団体の条例若 しくは規則、定款又は法人の定める規程に違反する事由が発生した場合にお ける、違反した役職員に対する懲戒に関する事項を定めることとする。
- 3 法人は、前項に規定する事由が発生した場合には、速やかな是正措置をとり、併せて再発防止を図るものとする。

- 4 法人は、職員の適正な配置その他の業務の適正を確保するために必要な人事管理の方針の整理に努めるものとする。
- 第6条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機 管理、内部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるため に必要な措置を講ずるものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

- 第7条 法人は、法人運営に係る基本理念及び運営方針を定め、これを公表するものとする。
- 第8条 法人は、業務執行に係る決裁及び経費支出の承認に係る手順を明らかにするとともに、その過程において、役職員は確実に職責を果たすものとする。
- 2 法人は、業務の適正かつ効率的な実施にあたり必要とされるマニュアルの 整備及び効率的な業務運営を可能とするための情報システムの整備を行うも のとする。

(理事の分掌に関する事項)

第9条 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。

(中期計画の策定に関する事項)

第10条 法人は、中期計画について、役員会、経営審議会及び教育研究審議会 の関与その他の中期計画の策定に必要な体制を整備するものとする。

(中期計画に係る評価に関する事項)

- 第11条 法人は、中期計画の進捗管理及び中期計画に基づき実施する業務の評価(以下「評価活動」という。)を定期的に実施することとし、役員会、経営審議会及び教育研究審議会その他の評価活動のために必要な体制を整備するものとする。
- 2 法人は、評価活動に当たっては、あらかじめ定める手順に沿って実施するとともに、恣意的とならない評価の実施に努めるものとする。
- 3 法人は、評価活動においては、法人の業務執行が、必要とされる業務の手順を踏まえたものとなっているかを確認するものとする。
- 4 法人は、前2項の規定に基づき実施した評価活動の結果を踏まえ、法第78 条の2第2項に規定する報告書の作成を適切に行うものとする。

(評価に基づく予算の適正な配分に関する事項)

- 第12条 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するものとする。
- 2 法人は、前条の評価活動の結果を予算の配分に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

- 第13条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析 及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整 理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに 必要な措置を講ずることに努めるものとする。
- 2 法人は、前項に掲げるリスクへの適切な対応を可能とするため、次の取組 みを行うものとする。

- (1) リスク管理に係る事務を統括する組織の設置
- (2) 把握したリスクを低減するための検討
- (3) 把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し
- (4) 把握したリスクに関する広報の体制及び広報における留意事項の整理
- 第14条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務継続のための計画を 策定するものとする。
- 2 前項の計画には、次の事項について定めなければならない。
 - (1) 計画に基づく訓練等の実施
 - (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員
 - (3) 緊急事態発生時における初動体制
 - (4) 緊急事態発生時における迅速な情報収集
- 第15条 法人は、反社会的勢力に対する方針を作成するものとする。
- 第16条 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。
- 第17条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組みを行うとともに、当該取組状況について、定期的な点検を行うものとする。

(入札・契約に関する事項)

- 第18条 法人は、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制の確立 を確保するため、次の取組みを行うものとする。
 - (1) 契約事務の適正な実施に関する審査会の活用
 - (2) 談合情報がある場合の対応方針の作成
 - (3) 随意契約の厳正な運用に必要な方針の作成 (研究に係るリスクの管理に関する事項)
- 第19条 法人は、研究活動について、次の事項を確保するために必要な措置を 講ずるものとする。
 - (1) 研究費の適正経理
 - (2) 経費執行の内部けん制
 - (3) 研究不正の防止
 - (4) 知的財産の保護
- 2 法人は、特に厳格な規律を要する研究を実施する際のリスクの管理に努めるものとする。

(情報の適切な管理に関する事項)

- 第20条 法人は、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号。 以下「情報あんしん条例」という。)等の規定に基づき、情報漏えいの防止 に係る取組みを推進するものとする。
- 2 法人は、名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第56号)等の 規定に基づき、個人情報の適切な管理にあたり必要とされる取組みを実施す るとともに、当該取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。
- 第21条 法人は、情報あんしん条例及び名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)等の規定に基づき、法人の意思決定に係る文書を適切に管理するとともに当該文書の公開等を行うものとする。
- 第22条 法人は、所有する情報について、閲覧権限を整理するとともに、閲覧 権限を有する者が、効率的に情報を検索できるよう、体系的な情報の保存及

びそれを可能とする情報システムの整備を行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

- 第23条 法人は、監事及び監事が行う監査(以下「監事監査」という。)に関する規程を定めるものとする。
- 2 前項の規程には、次の事項について定めなければならない。
 - (1) 監事が有する権限
 - (2) 監事監査の結果に係る理事長への報告
 - (3) 監事監査の結果に対する改善状況の監事への報告
 - (4) 役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実がある場合の監事への 報告義務
- 3 法人は、第1項の規程を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見 を聴かなければならない。
- 第24条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、次の事項が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 役職員による監事及び監事監査に関する業務の支援に従事する職員への協力
 - (2) 監事による役職員への文書提出や説明の要請権限
 - (3) 監事の重要な会議への出席
 - (4) 監事による法人の意思決定に係る文書の閲覧
 - (5) 監事及び会計監査人の連携
 - (6) 監事及び第26条に定める内部監査担当組織との連携
 - (7) 監事監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性
 - (8) 監事による法第13条第5項に基づく法人の財産の状況の調査権限
 - (9) 監事による法第13条第6項に規定する総務省令で定める書類の調査
- 2 法人は、監事監査の結果が法人の業務に適切に反映されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 第25条 法人は、理事長、監事及び会計監査人の意思疎通を確保できるよう、 定期的な連絡の機会を設けるなど、必要な体制の整備を行うものとする。 (内部監査に関する事項)
- 第26条 法人は、内部監査を担当する組織を設置し、内部監査を実施するとと もに、内部監査の結果及び当該結果に対する改善措置状況を、理事長に報告 するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

- 第27条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を定めるものとする。
- 2 前項の規程には、次の事項について定めるものとする。
 - (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置及び運営
 - (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
 - (3) 内部統制担当役員及び監事に対する内部通報に係る適切な報告

第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第28条 法人は、定款第22条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託する

ことにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第29条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と の間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第4章 契約の方法

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第30条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、締結するものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第31条 法人の業務に関し、必要な事項については、この業務方法書に定める もののほか、法人の規程の定めるところによる。

附則

この業務方法書は、名古屋市長の認可のあった日から施行する。

附即

この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この業務方法書は、令和6年4月1日から施行する。